名前の近代化

〈解読文〉

【史料①】

乍恐以口上書奉願上候

本衛

右者私改名仕度奉存候、依之
奉願上候、
右之通　御聞済被成下置候者、
難有仕合奉存候、以上

明治四辛未年二月　池上吉兵衛㊞

御奉行所様

【史料②】

乍恐以口上書奉願上候

金門

右者私改名仕度奉存候、依之
奉願上候、
右之通　御聞済被成下置候者、
難有仕合奉存候、以上

明治四辛未年二月　池上金左衛門

御奉行所様

〈読み下し文〉

【史料①】

恐れながら口上書（こうじょうがき）をもって願い上げたてまつり候

本衛

右は私改名仕（つかまつ）りたく存じたてまつり候、これにより願い上げたてまつり候、
右の通り御聞き済み成し下（な）し置（くだ）かれ候わば、ありがたき仕合（しあ）わせに存じたてまつり候、以上

明治四辛（かのとひつじ）未年二月　池上吉兵衛㊞

御奉行所様

〈用語の解説〉

・口上書…口頭で述べることを文書にしたもの。
・聞き済み…聞き届ける。承知する。

〈解説〉

明治政府は旧来の身分制度を撤廃すべく、四民平等を推し進めた。その一環に名前の近代化があった。

明治３（１８７０）年９月、平民の苗字（名字）使用が許可された。次いで11月には「国名並びに旧官名を以て通称に相用い候儀、停められ候事」とする太政官布告が出された。翌４年２月の廻状は、宗門帳の記載方法について触れている。筆頭者名の上に苗字をつけること、右衛門・左衛門・兵衛・之進・之助・之丞の旧官名は改名すること、１字の名前は見合わせること、としている。宗門帳の作成は、この年が最後であり、５年からは全国的な戸籍が作成された（壬申戸籍）。

ほんらい、右衛門・左衛門・兵衛などは勅許によって叙位任官した人物だけが名乗り得る「官名」に由来する。ところが、庶民の間にも、これら官名を名乗ることが浸透していた。

表１は「高遠町五人組帳」に見られる戸主の名前である。江戸中期、右衛門・左衛門・兵衛以下の官名を名乗る者が７割を占めていた。幕末になると、その割合は５割を下回るようになっているが、官名を名乗る者は多くいた。

史料は、旧官名の使用禁止をうけて改名を願い出たものである。「吉兵衛」を「本衛」に、「金左衛門」を「金門」に改めるとしている。同４年「鉾持町宗門人別改帳」をみると、名前の肩に「何右衛門事」として改名したことが記されている。

表２は、改名後の戸主の名前である。旧官名は見られなくなり、一斉に改名したことがうかがえる。改名後では「郎」を名乗るものが多く、次いで「何七」「何蔵」「何平」などとなっている。

改名には、⑴頭字を残す（武右衛門→武七）、⑵別の文字に置き換える（宗兵衛→宗平）、⑶官名を外す（金左衛門→金門）、⑷別の名前に改める（善右衛門→吉蔵）、というパターンがみられる。本人の好みによって選択したものと考えられる。

【参考文献】

・『長野県史　近世史料編　第四巻（一）』長野県史刊行会
・尾脇秀和『氏名の誕生』ちくま新書
・〈古文書の窓〉「名前の近代化」『伊那路』第67巻第12号（上伊那郷土研究会）

表１　戸主の名前

名 前	宝暦 11（1761）年 人数・％	慶応２（1866）年 人数・％
右衛門	１０３人（３２％）	５２人（１５％）
左衛門	４７人（１４％）	２７人（　８％）
兵　衛	４７人（１４％）	７１人（２０％）
助	２３人（　７％）	８人（　２％）
之　丞	７人（　２％）	－
太　夫	２人（　１％）	－
之　進	－	－
その他	９６人（３０％）	１９４人（５５％）

表２　改名後の戸主の名前

名 前	明治４（1871）年 人数・％
郎	９７人（２８％）
七	５４人（１６％）
蔵（造）	５３人（１５％）
平（兵）	４３人（１３％）
治	３１人（　９％）
八	２３人（　７％）
衛	１５人（　４％）
その他	２６人（　８％）